

平成20年8月12日(火)開催

総務委員会会議順序

開議時刻 午前10時30分
会議室 総務委員会室

○ 開 会

1 付託事件

2 協議又は報告事項

- (1) 平成19年度決算見込額について
- (2) 財政に関する長期試算について
- (3) 財政構造改革の目標額について
- (4) チボリ・ジャパン社取締役会の概要について
- (5) 県内における地上デジタルテレビ放送の状況について
- (6) その他

○ 次回の委員会

・平成20年8月25日(月) 午前10時30分～(予定)

○ 閉 会

総務委員会資料

- 1 平成19年度決算見込額について P 1
- 2 財政に関する長期試算について P 6
- 3 財政構造改革の目標額について P 9

平成20年8月12日

総務部

平成19年度決算見込額

平成19年度は、最終的に実質収支が、10億74百万円の黒字となった。

また、19年度決算から、新たに算定することとなった健全化判断比率等については、いずれも各基準を下回った。

(単位：百万円)

1 収支の状況

項 目	普通会計		一般会計(参考)	
	19年度	18年度	19年度	18年度
実 質 収 支	1,074	1,129	301	378
単 年 度 収 支	△ 55	1,045	△ 77	△ 106
実 質 単 年 度 収 支	946	1,045	923	△ 106

※なお、2月補正後予算で約160億円を予定していた特定目的基金の繰替運用は、約120億円となった。

2 歳入・歳出の状況

項 目	19年度	18年度	増減額	増減率
歳 入 総 額	738,033	742,443	△ 4,410	△ 0.6
歳 出 総 額	731,993	735,545	△ 3,552	△ 0.5

3 健全化判断比率等

<健全化判断比率>

項 目	19年度	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	3.75%	5%
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	8.75%	25%
実 質 公 債 費 比 率	16.1%	25%	35%
将 来 負 担 比 率	253.0%	400%	

<資金不足比率>

項 目	19年度	経営健全化基準
資 金 不 足 比 率	—	20%

(1) 収支状況の内訳

(単位：百万円)

区 分		普 通 会 計		(参考) 一般会計	
		平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度
歳 入	最終予算額	733,888	738,208	692,936	697,480
	前年度からの 繰越額	20,275	23,637	16,567	18,984
	予算額計 (A)	754,163	761,845	709,503	716,464
	決算見込額 (B)	738,033	742,443	693,244	697,557
	差引(A)-(B) (C)	16,130	19,402	16,259	18,907
歳 出	最終予算額	733,888	738,208	692,936	697,480
	前年度からの 繰越額	20,275	23,637	16,567	18,984
	予算額計 (D)	754,163	761,845	709,503	716,464
	決算見込額 (E)	731,993	735,545	691,310	695,106
	差引(D)-(E) (F)	22,170	26,300	18,193	21,358
歳入歳出差引額 (B)-(E) (G)		6,040	6,898	1,934	2,451
翌年度繰越財源 (H)		4,966	5,769	1,633	2,073
実質収支 (G)-(H) (I)		1,074	1,129	301	378
前年度実質収支 (J)		1,129	84	378	484
単年度収支 (I)-(J) (K)		△ 55	1,045	△ 77	△ 106
実質単年度収支 (L)		946	1,045	923	△ 106

(2) 歳入・歳出の内訳

(歳入)

(単位：百万円，%)

区 分	決 算 額		伸び率	構 成 比	
	19年度	18年度		19年度	18年度
地 方 税	255,216	227,828	12.0	34.6	30.7
うち法人二税	86,119	85,480	0.7	11.7	11.5
地 方 譲 与 税	4,382	36,512	△ 88.0	0.6	4.9
地 方 交 付 税	149,445	150,045	△ 0.4	20.3	20.2
国 庫 支 出 金	78,570	88,023	△ 10.7	10.7	11.9
使用料・手数料	10,962	12,186	△ 10.0	1.5	1.7
地 方 債	96,997	94,341	2.8	13.1	12.7
そ の 他	142,461	133,508	6.7	19.2	17.9
うち繰入金	25,625	12,522	104.6	3.5	1.6
歳 入 合 計	738,033	742,443	△ 0.6	100.0	100.0

(歳出)

(単位：百万円，%)

区 分	決 算 額		伸び率	構 成 比	
	19年度	18年度		19年度	18年度
義 務 的 経 費	352,393	356,483	△ 1.1	48.1	48.5
人 件 費	236,110	236,907	△ 0.3	32.2	32.2
扶 助 費	12,362	12,294	0.6	1.7	1.7
公 債 費	103,921	107,282	△ 3.1	14.2	14.6
投 資 的 経 費	114,164	125,909	△ 9.3	15.6	17.2
普通建設事業費	110,519	121,130	△ 8.8	15.1	16.5
補 助	45,136	53,127	△ 15.0	6.1	7.2
単 独	47,993	51,813	△ 7.4	6.6	7.1
国直轄負担金	17,390	16,190	7.4	2.4	2.2
災害復旧事業費	3,645	4,779	△ 23.7	0.5	0.7
そ の 他	265,436	253,153	4.9	36.3	34.3
歳 出 合 計	731,993	735,545	△ 0.5	100.0	100.0

(3) その他の指標

項目	19年度	18年度	17年度
経常収支比率	99.5	97.8	90.9
公債費比率	16.1	17.4	19.9
起債制限比率	14.2	16.0	17.4

健全化判断比率等の対象範囲

会計	会計名等	健全化判断比率等				
		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
普通会計	一般会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
	母子寡婦福祉資金貸付金特別会計					
	心身障害者扶養共済制度特別会計					
	農業改良資金貸付金特別会計					
	造林事業等特別会計					
	農業総合センター農業試験場実験農場特別会計					
	林業改善資金貸付金特別会計					
	沿岸漁業改善資金貸付金特別会計					
	中小企業支援資金貸付金特別会計					
	公共用地等取得事業特別会計					
	後楽園特別会計					
	県立高等学校実習経営特別会計					
	収入証紙等特別会計					
	用品調達特別会計					
公債管理特別会計						
公営企業 (法非適)	港湾整備事業特別会計		資金不足比率			
	県営食肉地方卸売市場特別会計		資金不足比率			
	内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計		資金不足比率			
	流域下水道事業特別会計		資金不足比率			
公営企業 (法適)	県営電気事業会計		資金不足比率			
	県営工業用水道事業会計		資金不足比率			
組合	広域水道企業団					
独法法人	県立大学					
	精神科医療センター					
公社	土地開発公社					
三セク	各第三セクター (県の損失補償があるもの)					
	信用保証協会・個人等 (県の損失補償があるもの)					
早期健全化基準		3.75%	20% 【経営健全化基準】	8.75%	25%	400%
財政再生基準		5%		25%	35%	

健全化判断比率等の概要

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等の実質赤字額：一般会計等（＝普通会計における会計）の実質赤字の額
- ・実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額（①＋②）－（③＋④）
 - ① 普通会計における会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ② 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ③ 普通会計における会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ④ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－}}{\text{（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}} \div \frac{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{（3ヶ年平均）}}$$

- ・準元利償還金
公営企業債の償還の財源に充てたと認められる繰出金
公債費に準ずる債務負担行為
一時借入金の利子 等

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額＋}}{\text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}} \div \frac{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

- ・将来負担額
一般会計等の当該年度の前年度末における地方債残高
債務負担行為に基づく支出予定額
公営企業債の償還に係る一般会計等の負担見込額
退職手当支給予定額
設立法人の負債に係る一般会計等の負担見込額 等

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・資金不足額
法適用企業…（流動負債＋建設事業等以外に充当した地方債現在高－流動資産）－解消可能資金不足額
法非適用企業…（繰上充用額等＋建設事業等以外に充当した地方債現在高）－解消可能資金不足額
- ・事業の規模
法適用企業…営業収益の額－受託工事収益の額
法非適用企業…営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

財政に関する長期試算について

1. 20年度収支の見通し

普通交付税の算定結果により交付税額が増加する一方で、原油・原材料価格の上昇などを背景とした企業収益の急激な悪化に伴い、主に法人二税の税収が当初予算を下回る見込みであるが、実質的な税収の落ち込みの8割程度の減収補てん債が発行できる見込みである。

変動の内訳

・ 普通交付税の増	27 億円
・ 税収見込みの影響	△137 億円
・ 減収補てん債の発行	108 億円
20年度収支への影響	△2 億円

<参考>

20年度の臨時的歳入対策

歳入歳出差引収支	△361
独自の給与カット効果額	48
行政改革等推進債発行効果額	123
長期投資準備基金の取崩し	2
遊休土地の売却	10
特定目的基金からの借入	138
企業会計からの借入	40

2. 財政構造の傾向（H20～H30：粗い長期試算）

21年度以降の収支見通しは、20年度の税収見込みをベースに試算しているが、税収の落ち込みは、交付税において制度上一定程度措置されることなどにより、前回（5月）の試算と比較して、全体的に概ね50億円程度、収支が悪化する傾向となっている。

なお、本年7月開催の経済財政諮問会議で名目経済成長率が、2.1%から0.3%に大幅に下方修正されたことから、今回は名目経済成長率0%で試算している。

（単位：億円）

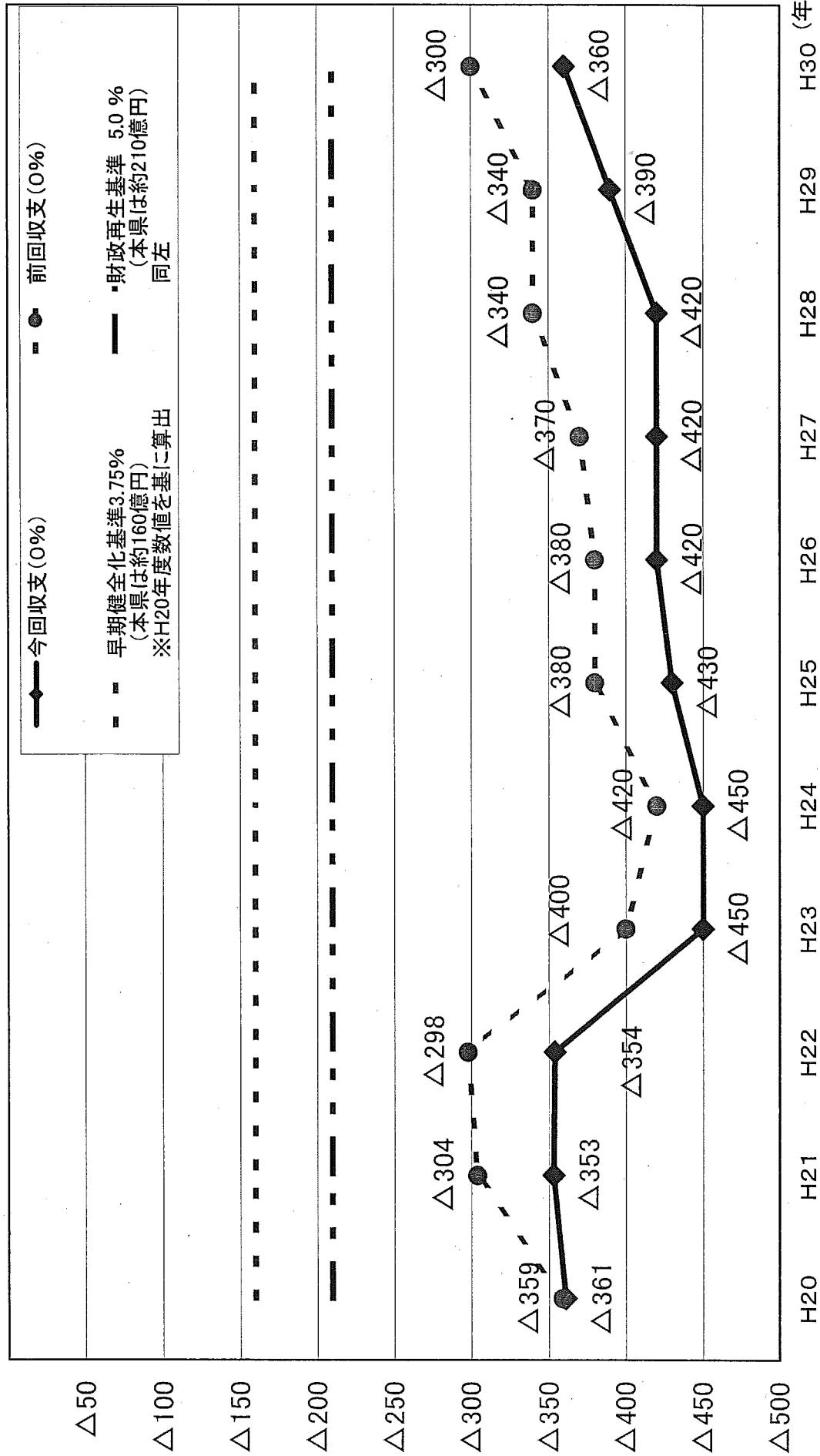
区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25
歳出	7,278	6,942	6,915	6,880	6,900	6,850
歳入	6,917	6,589	6,561	6,430	6,450	6,420
歳入歳出差引収支	△361	△353	△354	△450	△450	△430

区分	H26	H27	H28	H29	H30
歳出	6,810	6,790	6,760	6,750	6,650
歳入	6,390	6,370	6,340	6,360	6,290
歳入歳出差引収支	△420	△420	△420	△390	△360

※外郭団体の見直し、税収の変動、国の制度改正等により額の変動が生じ得る。

収支の推移(H20-H30)

(億円)



<別 表>

(単位：億円)

区分		H 2 0	H 2 1	H 2 2
歳 出	義務的経費	3,612	3,554	3,505
	投資的経費	1,097	885	886
	その他経費	2,569	2,503	2,524
	歳出合計	7,278	6,942	6,915
歳 入	県税等	2,548	2,477	2,485
	地方交付税等	1,744	1,809	1,781
	国庫支出金	769	684	683
	地方債	668	470	477
	その他	1,188	1,149	1,135
	歳入合計	6,917	6,589	6,561
歳入歳出差引収支		△361	△353	△354

※義務的経費…人件費、公債費、扶助費

※投資的経費…普通建設事業費、災害復旧事業費

※県税等…県税、地方消費税清算金、地方譲与税、特例交付金、特別交付金

※地方交付税等…普通交付税、特別交付税、臨時財政対策債

[主な前提条件]

下記の前提条件で試算した上で、改訂第3次行財政改革大綱による効果額及び岡山市の政令市移行に伴う影響額（県市連絡会議（19年11月）における試算額）を反映。23年度以降10億円単位で試算。

○歳 入

県 税 20年6月までの調定実績をもとに20年度の税込見込みを算定し、21年度以降については、その数値をもとに、名目経済成長率0%として試算。25年度以降は据置。制度改正を加味。

地方交付税 20年度普通交付税算定額をベースに試算。

地方債 歳出に連動して試算

○歳 出

人 件 費 給与改定率0.5%、平均昇給率0.3%

公 債 費 新規借入利率2.0%

扶 助 費 20年度当初予算をベースに、過去の実績等を勘案して試算。23年度以降は、20年度から22年度の平均伸び率（3%）で試算。

普通建設事業費 個別積算事業を除き、20年度当初予算と同額で試算

<個別積算事業>

県庁耐震改修、防災情報ネットワーク 等

補助費等 税関係交付金は県税収入等をもとに試算

介護保険等は、20年度当初予算をベースに、過去の実績等を勘案して試算。23年度以降は、20年度から22年度の平均伸び率（4%）で試算。

財政構造改革の目標とイメージ

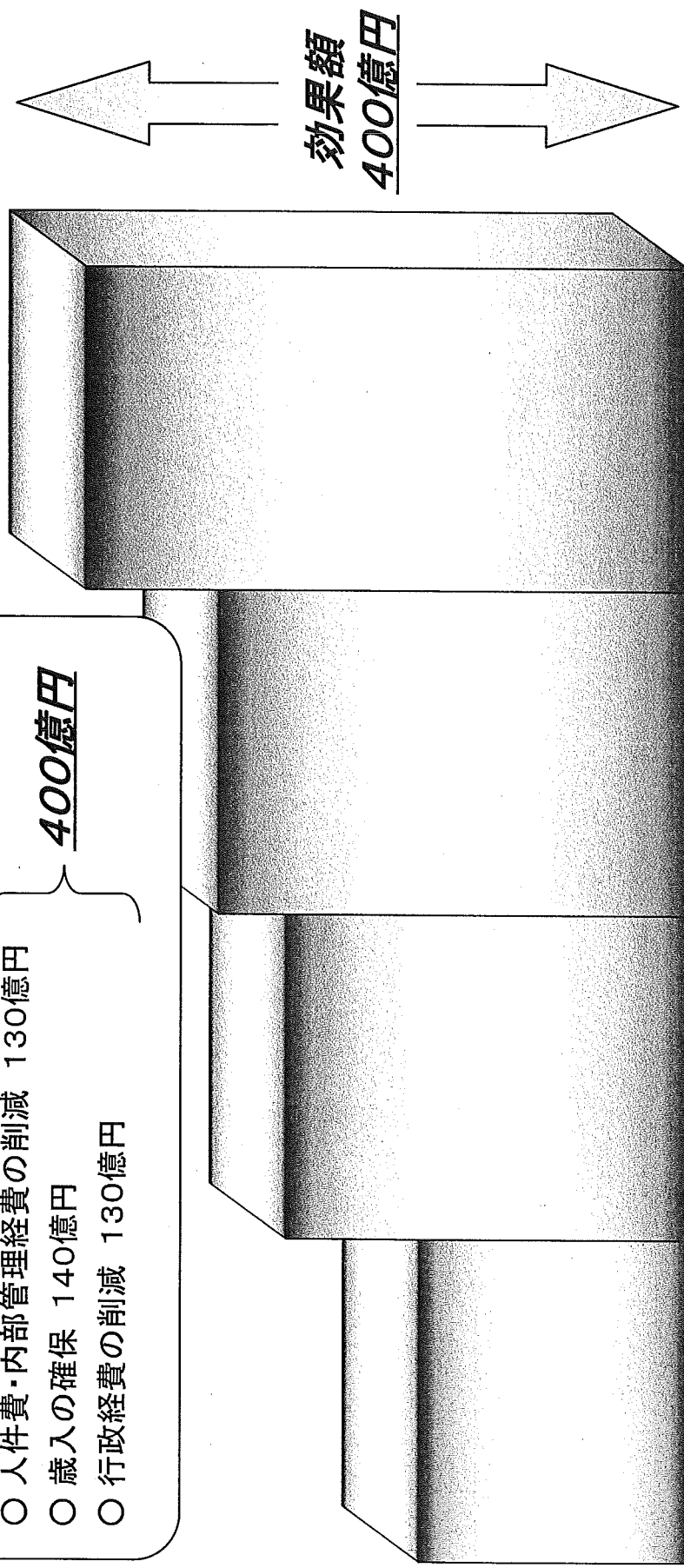
※H24まで

独自の給与カット(全国で最も厳しい水準)

<財政構造改革における取組項目ごとの目標額>

- 人件費・内部管理経費の削減 130億円
- 歳入の確保 140億円
- 行政経費の削減 130億円

400億円



《目標総額約400億円の内訳》

※向こう10年間（H21～H30）の収支不足額の平均額で設定

1. 人件費・内部管理経費の削減 約130億円

- ① 定数削減：約70億円
- ② 手当等：約30億円
- ③ 運営費（D項）：約30億円

2. 歳入の確保 約140億円

- ① 退職手当債：約90億円
- ② その他の歳入確保：約50億円

3. 行政経費の削減 約130億円

- ① 一般施策等：約118億円
- ② 公の施設：約10億円
- ③ 公共事業：約2億円

※ 独自の給与カット（全国で最も厳しい水準） ～H24まで

チボリ・ジャパン社取締役会の概要について

8月6日(水)、チボリ・ジャパン社の取締役会が岡山市内で開催され、今後の公園運営について審議が行われた。その概要等は、次のとおりである。

1 公園事業の廃止

- ① 坂口社長から、6月20日の取締役会で、残る案として関係者で検討、協議することとされた、県からの土地転貸の枠組みを外した上で、3分の1程度に縮小した公園部分をアウトレットモール部分と分離し、公的支援を受けながら当社が運営する案について、その後の経過が報告された。
- ② 坂口社長は、県、市とも支援できないとされたことから、公園事業の継続は不可能と考えられるとの見解を示した上で、各取締役に意見を求めた。
- ③ 知事は、会社として公園事業を廃止することはやむを得ない旨を発言し、他の取締役も、同様の意見であった。
- ④ 以上のことから、議長である坂口社長が、本年12月31日をもって公園事業を廃止することについて採決を行ったところ、出席取締役全員が賛成した。

2 会社の解散

- ① 坂口社長は、公園事業が廃止され、新たな事業展開も見込まれず、当社は解散、清算の道を選択せざるを得ないとの見解を示した上で、各取締役に意見を求めた。
- ② 知事は、会社として存続することは困難であり、解散はやむを得ない旨を発言し、他の取締役も同様の意見であった。
- ③ 以上のことから、議長である坂口社長が、公園事業を廃止する本年12月31日をもって、会社を解散することについて採決を行ったところ、出席取締役全員が賛成した。その結果、8月26日(火)に臨時株主総会を開催し、会社の解散を株主に諮ることとされた。

3 今後の対応

臨時株主総会で解散が決議された後は、クラブウに対し、土地の貸借契約の解除を申し出るとともに、倉敷市及びチボリ・ジャパン社と連携しながら、緑と花の空間や公園施設ができるだけ残され、活用されるよう要請する。

県内における地上デジタルテレビ放送の状況について

地上テレビジョン放送について、アナログ放送からデジタル放送への移行は、国民に一定の負担がかかることとなるものの、21世紀において、日本が、世界で最先端のIT国家として高度な情報通信の基盤を構築することにより、国民一人ひとりが高度情報通信技術のメリットを享受できるようにするため、平成13年の電波法改正等により、国の政策として決定された。平成23年7月24日には、デジタル化へ完全移行する予定である。

岡山県内における地上デジタルテレビ放送の状況は、次のとおりである。

1 放送局の整備

(1) 開局状況

開局年	放送局	視聴可能世帯
平成18年	岡山局(金甲山)	73.0%
平成19年	備前局、津山局、笠岡局、新見局	83.7%
平成20年(～8月)	高梁局、久世局、美作局、湯原局	85.9%

(2) 今後の計画(平成20年3月31日時点の中継局整備計画)

開局年	放送局	視聴可能世帯
平成20年中	美作加茂局、北房局、井原局 和気局、児島局	87.2%
平成21年中	27局(※)	
平成22年中	37局(※)	

(※) 先行する中継局の電波カバー状況を見て設置を判断するものも含む。

2 受信環境の把握

上記の中継局整備計画を踏まえ、「市町村別ロードマップ」が平成20年6月30日に公表され、市町村別にカバー世帯数等が示された。これは、一定の条件の下で計算機シミュレーション(1kmメッシュごと、放送局ごと)が行われたものである。

県内の難視世帯(集計結果) [放送局: NHK]

難視世帯	アナログ受信総世帯数	割合
6,600～9,420世帯(※)	686,300世帯	1.0～1.4%

(※) デジタル化困難共聴世帯は含むが、アナログ難視世帯(2,840)は含まない。

3 辺地共聴施設の改修等

辺地共聴施設のデジタル化対応を行うに当たり、受信点設備の移設・改修等を行う場合、次のとおり国（総務省）がその整備費用の一部を補助する。

(1) 有線共聴施設

- ・事業主体 市町村又は共聴組合
- ・対象設備 受信点設備の移設・改修等
- ・補助率 1/2

(2) 無線共聴施設

- ・事業主体 市町村又は共聴組合
- ・対象設備 有線伝送路（送信機も対象）
- ・補助率 1/2

4 県としての主な取組

(1) 国への提案、要望

地上テレビジョン放送のデジタル化については、国策として取り組まれていることから、基本的には国及び放送事業者が受信対策について責任を持って対応することとなる。

県としては、国に対し、受信不能地域が発生しないよう中継局の整備に向けて放送事業者を指導するなど、国が責任を持って十分な対策を講じるように、県の国に対する提案をはじめ、全国知事会、中国地方知事会等を通じて働きかけているところである。

(2) 市町村との連携

平成20年1月に、総務省中国総合通信局、県、県内市町村、放送事業者などを構成員とする「岡山県地上デジタル放送受信対策連絡会」を設立しており、この連絡会を活用し、市町村等と連携して共聴組合への説明会を開催するなど受信環境対策を図っているところである。

5 県有共聴施設の状況

平成19年11月、庁内に「地上デジタル放送連絡会」（事務局：情報政策課）を設置して、各部局への情報提供、各部局の対応の状況把握・促進等の連絡調整を行っている。

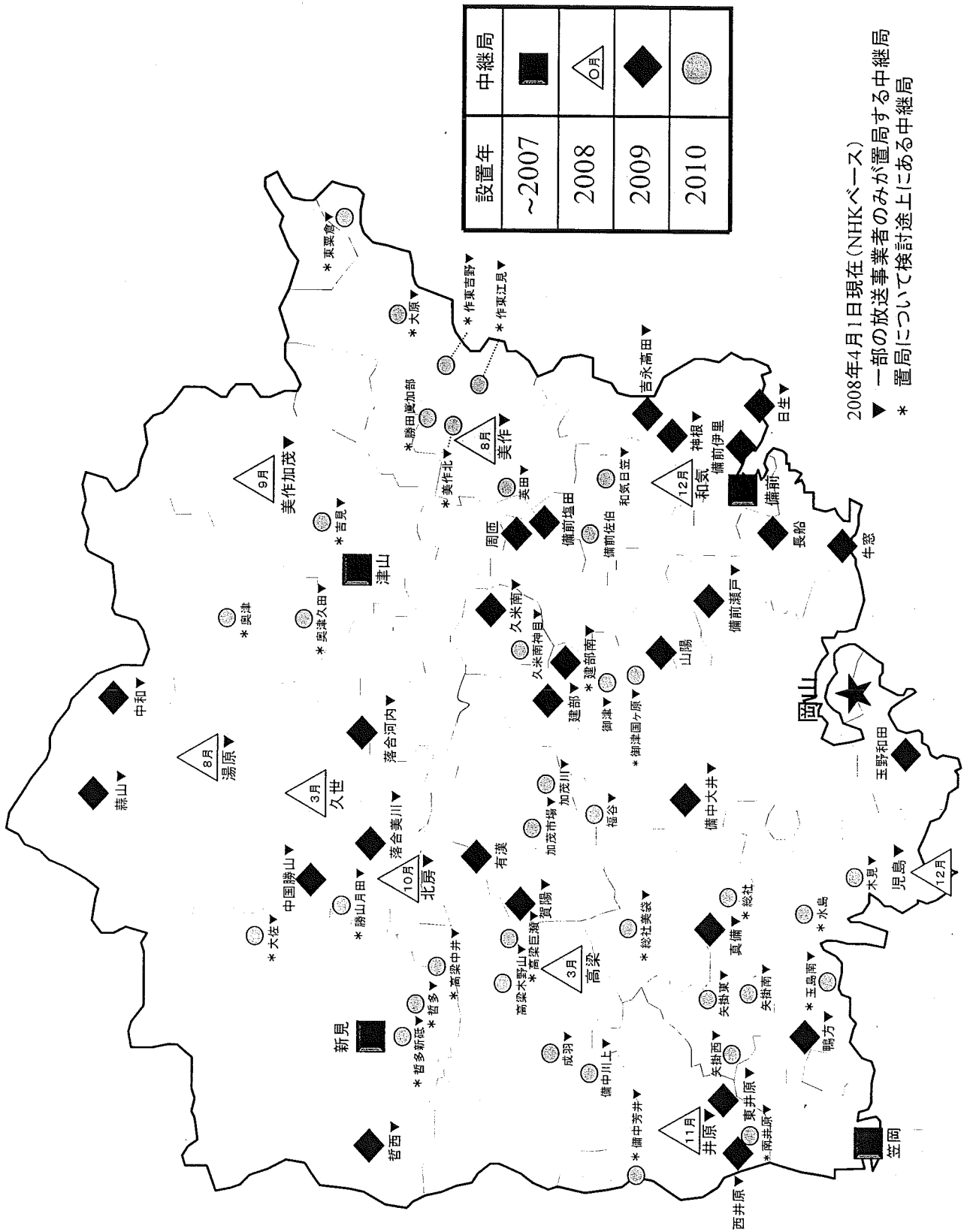
県庁舎など各部局が管理する県有の共聴施設については、改修方法の対応案を提示し、経費の節減等の課題を踏まえながら、地上デジタル放送移行に向けて適切に対応することとしている。

また、各部局が管理する施設を原因とする都市受信障害に係る県有の共聴施設については、受信障害の現状等を把握するとともに、当該共聴施設における視聴者との協議等を進め、デジタル化対応を推進していくこととしている。

【平成20年6月末現在の状況】

336の共聴施設（①県庁舎等の集合住宅・ビル共聴施設286、②都市受信障害対策共聴施設29、①②兼用21）があり、このうち、40の共聴施設が地上デジタル放送対応済み。

地デジ中継局の整備予定MAP(岡山県)



2008年4月1日現在 (NHKベース)

▼ 一部の放送事業者のみが置局する中継局
* 置局について検討途上にある中継局